

# 厚生常任委員会会議録

令和元年10月31日

場 所 第1委員会室

令和元年10月31日(木曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査

○その他報告事項

・今年度策定・改定を予定している主な計画について

第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画

宮崎県再犯防止推進計画

医師確保計画・外来医療計画

宮崎県水道ビジョン

宮崎県社会的養育推進計画(仮称)

・幼児教育・保育の無償化開始後の状況等について

・幼児教育・保育の無償化に伴う市町村の給食費の助成状況について

・令和元年度宮崎県結婚・子育て意識調査結果の概要について

出席委員(8人)

委員長 岩切達哉

副委員長 内田理佐

委員 徳重忠夫

委員 西村賢

委員 右松隆央

委員 二見康之

委員 満行潤一

委員 河野哲也

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

福祉保健部

福祉保健部長 渡辺善敬

福祉保健部次長(福祉担当) 木原章浩

福祉保健部次長(保健・医療担当) 和田陽市

こども政策局長 村上悦子

福祉保健課長 小川雅彦

指導監査・援護課長 林謙二

医療薬務課長 小牧直裕

薬務対策室長 山下明洋

国民健康保険課長 長谷川新

長寿介護課長 矢野慶子

医療・介護連携推進室長 佐藤彰宣

障がい福祉課長 丸山裕太郎

衛生管理課長 木添和博

健康増進課長 川越正敏

感染症対策室長 有村公輔

こども政策課長 児玉浩明

こども家庭課長 橋本文人

事務局職員出席者

政策調査課主幹 花畑修一

議事課主任主事 増本雄一

○岩切委員長 ただいまから厚生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時3分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項について説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いをいたします。

○渡辺福祉保健部長 おはようございます。福祉保健部でございます。

本日の委員会に先立ちまして、まずお礼を申し上げさせていただきます。と思います。

昨日開催いたしました、令和元年度の宮崎県社会福祉大会におきまして、岩切委員長初め、委員の皆様にも御参加いただきまして、ありがとうございました。

おかげさまをもちまして盛況に終了することができました。改めてお礼を述べさせていただきます。と思います。

説明事項については、座って説明させていただきます。

委員会資料をおめくりいただきまして、目次をごらんいただければと思います。

本日の報告事項は、委員から御要望のありました項目のほか、調査結果の報告が1件、全部で4件ございます。

まず、今年度策定・改定を予定しております、第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画のほか、4つの計画につきまして、現行計画の評価や次期計画に向けた取り組みの方向性等を御説明させていただきます。

次に、10月1日から始まりました幼児教育・保育の無償化につきまして、無償化開始後の状況と、無償化に伴う市町村の給食費助成状況について、本県の現状を御説明いたします。

最後に、令和元年度宮崎県結婚・子育て意識調査につきまして、調査結果がまとまりました

ので御報告いたします。

詳細につきましては、担当課長から御説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○小川福祉保健課長 常任委員会資料の1ページをごらんください。

第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画でございます。

初めに、3のアンケート調査等の概要でございます。

(1)のアンケート調査ですが、平成31年3月に市町村や教育委員会、社会福祉協議会、子ども食堂などの民間134団体を対象に行っており、回答率が93.3%となっております。

主な回答について御説明いたします。

教育の支援では、学校を窓口とした福祉機関等との連携で、75団体が非常に有効であると回答がありました。

2番目は、生活困窮世帯への学習支援が67団体となっております。

次に、生活の支援でございますが、保護者の自立支援が67団体、54%で非常に有効であると回答がありました。

2番目は関係機関の連携が60団体となっております。

保護者に対する就労の支援ですが、親の就労支援が42団体、就労機会の確保が39団体となっております。

経済的支援でございますが、生活保護世帯の子供の進学時の支援が34団体、教育扶助の支給給付が20団体となっております。

2ページをごらんください。

(2)の市町村計画の調査でございます。

これまでに10の市町村が計画を策定しており

まして、子どもの貧困対策は地域に一番身近な市町村において、施策を進めることが重要でありますので、今回、それぞれの市町村が計画における課題や支援内容を調査した結果を集約したものでございます。

上から3段目の主な課題としましては、家庭の生活困難な状況が子供の育ちに影響している、支援制度の周知が十分に行われていない、地域において家庭の状況を把握することが困難な状況にあるなどとなっております。

また、必要とされる支援は、生活や学習等に課題を抱える子供の学習支援、子供に関する相談を包括的に対応できる体制の整備、地域住民と連携を図りながら、学校や家庭以外で子供が安心して通える居場所づくりなどとなっております。

今回の計画では、アンケート調査や市町村計画などを受けて、4のとおり、本県の課題としております。

(1) 保護者に対する就労・生活支援の充実、  
(2) 教育の支援の充実、(3) 関係団体の連携及び人材の確保、(4) 各種支援制度の周知の徹底としております。

なお、今回アンケート調査などで御意見の多かった、(3)の関係団体の連携及び人材の確保を新たに追加しております。

次に、5の対策の柱ですが、課題への的確な対応を行うため、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援や教育の支援などとしております。

3ページをお開きください。

6の数値目標ですが、国は数値目標を掲げておりませんが、本県では独自に4つの項目を設定いたします。

1つ目と2つ目が生活保護世帯に属する子供

の高等学校等進学率・中退率、3つ目が公立小中学校でスクールソーシャルワーカーが子どもの貧困対策に関する研修を実施した割合、4つ目が市町村の子どもの貧困対策推進計画策定率といたします。

1つ目と2つ目は、現行計画から引き続き設定するものでございます。

3つ目と4つ目につきましては、前回のスクールソーシャルワーカーが当該年度に対応した事案解消率は、児童生徒の課題と複雑に絡み合っており、事案解消とする統一した基準がなく、捉えた方が個人的な判断であるなど、数値の把握が困難であったことから、今回、変更を行うものでございます。

また、前回の就学援助制度に関する周知状況は、現在の計画期間内に目標を達成しましたことから、今回数値目標としては設定せず、現状を把握するための指標といたしております。

新たに設定する項目について御説明いたします。

3つ目のスクールソーシャルワーカーによる子どもの貧困対策に関する研修は、学校をプラットフォームとする観点から、直接全ての学校に向き、学校の教員を対象にスクールソーシャルワーカーの活用方法や、ケース事例をもとにした対応方法、また、先般の決算特別委員会でも委員から御意見がありました、学校で支援内容が相談できる体制づくりを行うため、桜さく成長応援ガイドを活用した各種支援制度の周知などの研修を行うこととしております。

これによりまして、学校の貧困対策を学校現場でも学んでいただき、まずは学校で対応できる相談内容につきましては、早期の段階での支援を行い、対応が困難なケースにつきましては、スクールソーシャルワーカーにつないでいただ

くなど、適切な対応が図られることを目指したいと考えております。

4つ目の市町村の子どもの貧困対策推進計画策定率につきましては、現在、本県の策定率は全国で第3位となっておりますが、地域の実情に応じた施策を進めるため、全ての市町村で、計画期間内に策定を目指したいと考えております。

次に、7の主な改正内容等でございます。

(1)の課題等の把握は、先ほど御説明いたしましたとおり、今回、市町村計画の調査を行っております。

また、アンケート調査などの結果を受け、課題に新たに関係団体の連携及び人材の確保を追加しております。

次に、(2)の指標につきましては、4ページをごらんください。

主なものについて御説明いたします。

9番目と10番目にスクールソーシャルワーカーによる対応実績のある小中学校の割合、16番目の高等教育の修学支援新制度の利用者(学校種別ごと)など、県で数値が把握できる20の項目について、状況を把握することとしております。

(4)の具体的な取組内容の追加につきましては、5ページ、6ページをお願いいたします。

施策の体系図により説明いたします。

アンダーラインを引いておりますが、見開きの右側6ページの真ん中あたりの高等教育の修学支援新制度などによる経済的支援、その4つ下の支援制度の周知、その下の関係団体が連携したネットワークの構築、支援を行う人材の育成・確保、2つ下の子ども宅食などのフードバンクに関する支援、子ども食堂など居場所づくりに関する支援、一番下から3つ目のひとり親

家庭の医療費の助成については、新たに取り組みを追加しております。

お手数ですが、3ページにお戻りください。

最後に、一番下の今後のスケジュールでございます。

12月に素案を当常任委員会へ報告を行いまして、3月には計画案の御審議をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

次に、宮崎県再犯防止推進計画の策定について御説明いたします。

資料の7ページをお開きください。

現状の取り組み状況と課題でございますが、策定の背景につきましては、国の犯罪統計によりますと、我が国の刑法犯の検挙件数が年々減少傾向にある一方で、検挙人数に占める再犯者の比率が一貫して上昇しております。平成30年は、昭和47年以降、最も高い48.8%となっております。

本県につきましても、検挙人員数は1,553名、そのうち再犯者は735名であり、再犯率は47.3%となっております。

このような状況の中で、国は平成28年12月に、再犯の防止等に関する施策を推進していく基本事項を示した、再犯の防止等の推進に関する法律を施行し、国の再犯防止推進計画の策定を法定義務化するとともに、地方公共団体においては、同計画の策定が努力義務化されております。

次に、(2)の県の取組でございますが、県におきましては、これまで高齢者、障がいのある方を更生施設出所後、生活保護の受給や福祉施設への入所など、福祉サービスにつなぐため、平成22年から、宮崎県地域生活定着支援センターの設置、運営を行っております。7月の更生保護強調月間であります「社会を明るくする運

動」において、知事が運営委員会の委員長に就任するなど、施策に協力しているところがございます。

しかしながら、(3)の課題に記載しておりますとおり、これまで更生保護や矯正施設は国の専管事項と認識されてきており、県、国関係機関との課題に関する情報共有や庁内の関係課の横断的な連携が不十分な状況にございました。

このため、県における総合的な再犯防止施策を推進するため、宮崎県再犯防止推進計画を策定することとしております。

次に、2の計画策定の方向性ですが、県庁内の関係部局はもとより、国の機関や関係団体と連携しながら、以下の取り組みを実施していくことにより、本県の再犯防止の推進を図ってまいりたいと考えています。

まず、①の国、市町村及び関係団体との連携強化につきましては、再犯防止推進協議会の設置、再犯防止に係る庁内連絡調整会議の実施、市町村との連携強化、必要な情報の提供等、国の機関等が実施する会議等におけるケースに応じた各関係部署担当者の参加。

次に、②就労・住居の確保につきましては、県が実施する就労支援に関する取り組み等の内容についての情報の提供・共有化、住居確保のための諸政策への円滑なつなぎ、住宅セーフティネットへの充実。

次のページをお開きください。

③保健医療・福祉サービスの利用促進につきましては、地域生活定着支援センターを中心とした福祉・保健医療との連携体制の構築、起訴猶予等となった高齢者・障がい者を福祉的サービスにつなげる支援、いわゆる入り口支援の実施の検討、保健・医療・福祉機関・団体の職員に対する再犯防止に関する研修の実施でございます。

ます。

次に、④の非行の防止等につきましては、教育にかかわる相談事業や非行少年防止に取り組む民間団体の活動等の情報提供・共有化。

次に、⑤の特性に応じた効果的な支援のための取組につきましては、薬物依存症者等を対象とした地域の保健・医療・福祉機関・団体との連携強化などを想定しております。

最後に、⑥の民間協力の活動の促進、広報・啓発につきましては、民間ボランティアの確保及び活動に関する周知への協力、長年再犯防止に資する活動に尽力している民間団体等への表彰、社会を明るくする運動や再犯防止啓発月間の期間を中心とした広報、啓発運動の強化などに取り組んでまいりたいと考えております。

これらの取り組みを、福祉・保健、就労など、知事部局、教育委員会、県警本部などの関係各課と連携しながら対応していきたいと考えております。

次に、3の策定作業の進捗状況でございますが、これまで5月に県民に対してのアンケート調査を実施し、10月4日に外部有識者などを委員とする、第1回再犯防止推進計画検討協議会を開催したところであり、本委員会終了後にパブリックコメントなどを経て、来年3月に策定予定となっております。

説明は以上でございます。

**○小牧医療薬務課長** 委員会資料の10ページをごらんください。

医師確保計画・外来医療計画について御説明いたします。

1の現在の取組状況と課題でございます。

まず、策定の背景といたしまして、全国的に、地域間の医師の偏在が課題とされながら、解消がなされていないことや、地域で中心的に外来

医療を担います無床診療所の開設状況が都市部に偏っており、医療機関の連携の取り組みも、個々の医療機関の自主的な取り組みに委ねられているなどの現状がございます。

こうした背景を受けまして、平成30年7月、医療法が改正されまして、医師の確保に関する事項（医師確保計画）及び外来医療に係る医療提供体制の確保に係る事項（外来医療計画）について、現行の第7次医療計画に追加するものとされたものであります。

次に、県の取組でございますが、県では、これまで宮崎大学医学部、宮崎県医師会及び市町村等と連携し、オール宮崎で医学生及び若手医師の県内定着に向けた取り組みを実施しますとともに、自治医科大学卒業医師の派遣等により、医師のキャリア形成と一体的に医師確保対策を行ってきたほか、医療計画に掲げます5疾病5事業及び在宅医療について、課題とその対策を設け、施策を行ってきたところでございます。

課題といたしましては、医師の増加及び医師の偏在解消等に向けた取り組みを通じまして、医療提供体制を確保する必要があると認識しているところでございます。

次に、2の計画策定の方向性でございます。

(1)の医師確保計画につきましては、まず、アの県及び二次医療圏ごとの医師確保の方針にございますとおり、医師偏在指標を踏まえまして、二次医療圏単位の医師少数区域、医師多数区域を設定しまして、それぞれに医師確保の方針を設定いたします。

なお、現在、医師偏在指標がまだ確定していない状況でございますが、国から暫定値が公表されているところでございますけれども、それを仮に当てはめると、宮崎東諸県医療圏が医師多数区域、日南串間地域の医療圏が医師多数

区域でも不足地域でもない地域、そのほかの5医療圏は全て医師不足地域になる見込みとなっております。

次に、イの県及び二次医療圏ごとの確保すべき医師の数の目標として、医師偏在指標を踏まえ、2023年に達成する目標医師数を県及び二次医療圏ごとに設定いたします。

また、ウの目標の達成に向けた医師の派遣その他の医師の確保に関する施策として、医師の派遣調整及びキャリア形成プログラムの策定、運用による短期的な施策と、宮崎大学医学部等の推薦入試枠の確保による長期的施策等を行うものであります。

11ページをお開きください。

次に、(2)の外来医療計画につきましては、アの外来医療に係る医療提供体制の整備として、協議を行う場を設定することとしております。

また、イの外来医師偏在指標と外来医師多数区域の設定にありますように、外来医師偏在指標が全国の上位33.3%以上に位置づけられる二次医療圏を外来医師多数区域として設定することとしておりますけれども、これにつきましても、外来医師偏在指標が確定しておりません。国が現在示しております暫定値で試算しますと、宮崎東諸県医療圏のみが、この外来医師多数区域に該当する見込みでございます。

また、ウの外来医療提供体制の協議及び協議を踏まえた取組として、外来医療の提供状況の可視化、地域で不足する外来医療機能の協議の場における検討、外来医師多数区域で、例えば初期救急医療や在宅医療など新規開業者に求める外来医療機能に係る協議について、それぞれ位置づけを行うこととしております。

また、エの医療機器の効率的な活用に関する事項として、医療機器の保有状況の可視化や医

療機器の効率的な活用を行うための協議の場の設定等についても、計画に位置づけることとなっております。

最後に、3の策定作業の進捗状況でございますが、6月に委員会に御説明して以降、これまで2回の医療計画策定委員会の開催や、地域医療対策協議会等関係者への説明を行ってきたところでございます。

今後、本日いただきました御意見等を踏まえながら、医療計画策定委員会や医療審議会等を経て、素案を取りまとめまして、12月の常任委員会に御報告させていただきたいと考えております。

その後、パブリックコメント等を行いまして、2月に予定しております医療審議会、3月の常任委員会において最終案の報告を経て、計画を改定してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

**○木添衛生管理課長** 常任委員会資料の12ページをごらんください。

宮崎県水道ビジョンについて御説明いたします。

まず、1の現在の取組状況であります。策定の背景にありますように、国は水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、50年、100年後の将来を見据えた水道の理想像を明示するなど、取り組みの方向性やその実現方策を提示した新水道ビジョンを策定しております。

この新水道ビジョンでは、都道府県水道行政の立場から、将来の地域における水道のあり方を設定するため、都道府県がみずからビジョンを策定することが求められています。

次に、県の取組ですが、新水道ビジョンの中で国が推進している広域連携のあり方について、平成28年度から県内3ブロックごとに検討を

行ってまいりました。

また、平成30年度に策定委員会を設置し、水道事業者である市町村等へのアンケート調査を行い、現状分析と課題抽出を実施してきたところであります。

次に、2の計画策定の方向性と課題についてですが、以下の3つの基本方針を掲げ、課題に対する各種施策に取り組むこととしております。

まず、(1)の安全・安心な水を供給し続ける水道を目指します。

現在は、安全で良質な水を供給できていますが、今後も安心して使用できる水道水を確保するため、引き続き水質管理の徹底を図る必要があります。

次に、(2)の災害の影響を最小限にとどめる強靱な水道を目指します。

自然災害時でも安定した水の供給が求められるため、適切な資産管理を実施し、水道施設の耐震化や施設規模の適正化を行い、危機管理対策の強化を図っていく必要があります。

次に、(3)の将来にわたって健全な事業運営が持続する水道を目指します。

人口減少社会到来による水道事業者の職員数減少や収益減少などの課題があるため、人材育成や技術継承、経営の健全化に資する広域連携の推進を図っていく必要があります。

以上、3つの基本方針を実現するための各種施策を計画に盛り込むこととしております。

最後に、3の計画策定のスケジュールであります。

本年度6月から9月にかけて市町村等にヒアリングを実施しながら、今年度は策定委員会を2回開催してまいりました。

今後は12月の常任委員会でビジョン素案を御報告した後に、パブリックコメントを実施いた

します。その後、3月の常任委員会においてビジョン案を御報告し、策定したいと思っております。

説明は以上であります。

**○児玉こども政策課長** こども政策課でございます。

委員会資料の15ページをお開きください。

幼児教育・保育の無償化開始後の状況等についてであります。

1の幼児教育・保育の無償化開始後の状況の(1)であります。今年度4月1日時点の就学前児童数は、昨年度比で1,479人減少しており、年齢区分ごとの内訳は表のとおりでございます。

次に、(2)の表は、幼稚園、保育所及び認定こども園等への入所児童数の推移であります。

上の表が今年度の4月1日時点と、無償化が開始した10月1日時点の入所児童数を比較したものです。総計の欄、4月1日時点で4万1,180人であったのが、10月1日時点で4万4,454人で、3,274人の増、増加率は8%となっております。

下の表は今年度の状況と比較するために、昨年度の4月1日時点と10月1日時点の推移を示しておりますが、増加率は7.6%となっており、昨年度と比較して今年度のほうが0.4ポイント伸びております。これは3歳から5歳児の入所児童数の増加率が、昨年度を上回ったことによるものでございます。

次に、(3)入所率の推移であります。上段の表の総計の欄ですが、4月1日時点の入所率で比較しますと、昨年度比1.3ポイント増の75.8%です。

これに対して、下段の表ですが、米印にあるとおり、4月1日時点の就学前児童数を使用しているため、参考値となりますが、10月1日時

点の入所率で比較しますと、昨年度比1.7ポイント増の81.8%となっております。

次に、2の今後の対応についてであります。無償化については年度途中で制度が開始されたこともあり、現時点では昨年度と比較して著しい変化は見られませんが、来年度4月入所の動向について、引き続き注視していく必要があると考えており、市町村と情報を共有しながら、必要な受け皿が確保できるよう施設整備や保育士確保等に、市町村と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

無償化開始後の状況等については以上であります。

次に、資料の16ページをお開きください。

幼児教育・保育の無償化に伴う市町村の給食費の助成状況についてであります。

1の無償化に伴う食材料費の取り扱いですが、四角囲みのイメージでお示ししておりますけれども、これまでも副食費、いわゆるおかず代等は、保護者が市町村に納入する保育料に含まれており、御飯やパンといった主食については、保育所が準備する場合は保育所が実費徴収しております。給食費はこれまでも実質的に保護者負担となっております。

無償化後は、下の四角囲みのイメージですけれども、保育料は無償となるんですが、保育料の一部に含まれていた副食費については、通園送迎費などと同様に、実費徴収分として無償化の対象外とされ、主食費とあわせて引き続き保護者負担となっております。なお、食材料費のうち副食費、いわゆるおかず代等の目安は月額4,500円ということで、国から示されております。

次に、2の副食費の免除、国の基準でございますけれども、①の年収360万円未満相当の世帯

の子供は、その世帯の子供の数にかかわらず副食費が免除されます。

②の年収360万円相当以上の世帯の子供については、第3子以降の子供が免除されます。このとき、表にありますように、その子供が保育が必要と認定された2号認定の子供の場合は、小学校就学前までの子供だけがカウントされますけれども、表のこの右側の1号認定の子供、いわゆる幼稚園の子供の場合なんですけれども、小学校3年生までの子供までがカウントされることになっています。

次に、3の市町村独自の助成状況であります。が、(1)は国基準の対象とならない所得階層についても、独自助成を行う市町村ですが、1つ目の丸は、保育の必要の有無にかかわらず施設を利用している3歳から5歳児について助成を行う市町村が5町村。2つ目の丸は、保育が必要と認定された3歳から5歳児のみを対象に助成を行う市町村が2市町となっています。

次に、(2)は国基準では多子カウント要件の対象とならない子供への独自助成を行う市町村ですが、ごらんとおり、第1子の年齢制限をなくしたり、同時期に入所している第2子を助成対象とするなどとなっております。

給食費の助成状況については、以上であります。

次に、資料の17ページをお開きください。

令和元年度宮崎県結婚・子育て意識調査結果の概要についてであります。

1の調査目的等であります。結婚や子育てに関する県民の意識や意見などについてアンケート調査を行い、今後の施策や、現在策定作業を行っている第二期子ども・子育て応援プランの検討材料とするため実施したものです。

調査方法としましては、県内在住の独身、既

婚を問わず、20歳から49歳の方から、3,000人を無作為抽出して調査票を郵送しまして、894人の方から回答をいただいたところです。

調査結果は別冊資料としてお手元に配付させていただいておりますので、後ほどごらんいただければと存じますが、本日はその概要について、この委員会資料にて御報告いたします。

2の結果の概要であります。

(1)は未婚者にお尋ねしたのですが、83.1%の方がいずれ結婚するつもりと回答しておりますが、結婚するつもりはないと回答した方の割合が増加しております。

次に、(2)子育てに関する不安感、負担感を感じる人の割合は67.5%であり、前回より増加しております。

右側の18ページの(3)予定している子供の数は2人が最も多いですが、理想としている子供の数は3人が最も多くなっております。

(4)は予定している子供の数が、理想の子供の数よりも少ない理由を尋ねたのですが、高齢出産になるからが最も多く47%で、次に多いのが、子供を育てること全般にお金がかかるからで38.7%となっております。

19ページをお開きください。

(5)子育て環境の整備について行政に望むことではありますが、出産費用の援助や児童手当、扶養控除の増額など、子育てのための経済的支援の拡充が最も多く51.7%であります。次が保育所、幼稚園、認定こども園などの費用負担の軽減、給食費なども含むんですけれども、こちらが33.9%であります。

この回答については、前回調査よりも回答割合が減少しておりまして、その要因の一つとして、幼児教育・保育の無償化が考えられるところでもあります。

こども政策課からの説明は、以上であります。

○橋本こども家庭課長 常任委員会資料の13ページをお願いいたします。

宮崎県社会的養育推進計画（仮称）となっておりますが、こちらの策定状況について御説明をいたします。

1の現在の取組状況と課題でございます。

まず、(1)策定の背景ですが、平成28年度の改正児童福祉法におきまして、家庭養育優先原則の徹底や、子供の最善の利益を優先すべきことが明示されたところでございます。その実現を図るため、国が全都道府県に対しまして、社会的養育推進に関する新たな計画を策定するよう要請してきたことを受けまして、策定するものでございます。

次に、(2)の県の取組です。

本県では、平成27年に策定いたしました宮崎県家庭的養護推進計画に基づき、代替養育を必要とします児童の里親等委託の推進や施設の小規模化、地域分散化などの取組みを推進してきたところでございます。

そうした中で、(3)の課題でございますが、現行計画におきまして、2029年、令和11年度までの里親等委託率の目標値を35%と定め、里親制度の普及啓発や里親の養育力向上などの取組みを行ってきたところでございますが、平成30年度末の里親等委託率は13.4%と伸び悩んでおりまして、さらなる取組みの強化が求められております。

また、近年、児童虐待通告件数が大きく増加する中で、児童相談所が相談支援業務を適切に行っていくためには、児童相談所の体制、専門性の強化を図りますとともに、市町村や警察等の関係機関との連携をさらに強化していく必要があるなどの課題がございます。

次に、2の計画策定の方向性でございます。

今回の計画は、児童福祉法で明記されました、子供が権利の主体であるとの認識のもと、養育において支援や保護を必要とする児童の最善の利益を実現できる社会的養育推進体制を整備することを指すものであります。

取組みの方向性として、8つの取組みを進めることとしております。

まず、①の当事者である子供の権利擁護の取組みでは、当事者であります子供からの意見聴取や子供の権利を代弁する方策等について、検討を行ってまいります。

②の市町村の子ども家庭支援体制構築等に向けた県の取組みでは、市町村が設置することとされております子育て世代包括支援センターや、子ども家庭総合支援拠点の設置、運営を支援することとしております。

③の里親等への委託の推進に向けた取組みでは、県の里親普及促進センターを中心として、里親等委託に関する一連の支援業務を包括的に行う体制を整備することによりまして、里親等委託を積極的に推進することとしております。

④の特別養子縁組等の推進のための支援体制構築に向けた取組みでは、子供に永続的で安定した養育環境を保障できる、特別養子縁組の成立を支援する取組みを進めてまいります。

⑤の施設の小規模化、地域分散化、高機能化及び多機能化、機能転換に向けた取組みでは、施設の持つ高い専門性を生かした、施設の高機能化や多機能化、それから小規模化、地域分散化等に向けた取組みを支援することとしております。

⑥の一時保護改革に向けた取組みでは、子供の権利擁護の視点に立った適切な一時保護の実施や、一時保護所の環境整備等に取り組むこ

ととしております。

⑦の社会的養護自立支援の推進に向けた取り組みでは、施設や里親等のもとで育った子供の社会的自立を支援する取り組みを推進していくこととしております。

⑧の児童相談所強化等に向けた取り組みでは、児童福祉司の適正配置など、児童相談所の体制強化に取り組むとともに、市町村や警察など関係機関との連携の強化を図ることとしております。

最後に、3の策定作業の進捗状況でございます。

昨年の8月以降、児童福祉施設協議会と協議を重ねてまいりましたほか、市町村や施設に対する意向調査や、里親や施設に措置されている児童に対する聞き取り調査を実施いたしまして、状況を把握しますとともに、里親等委託推進委員会や社会福祉審議会児童福祉専門分科会から意見を聴取するなどしながら、計画素案を取りまとめてきたところでございます。

今後、次の12月の常任委員会におきまして、計画素案を説明させていただいた後に、パブリックコメント等を実施し、必要な修正を行った上で、3月の常任委員会で最終案を報告させていただき、今年度中に計画を策定したいと考えております。

説明は以上でございます。

**○岩切委員長** 説明が終了いたしました。これから質疑をいただきたいと思っております。

委員の皆さんから質疑はありませんか。

なお、どの項目からでも結構なんですけれども、項目を定めながら、順次進めてまいりたいと思っております。

**○二見委員** 今、御説明いただいた、この社会的養育推進計画について、確認の意味を込めて

お伺いしますが、策定背景の家庭養育優先原則の徹底というのが、まず大前提にあると思うのですけれど、この家庭養育とはどのようなものですか。

**○橋本こども家庭課長** 家庭養育優先原則とは、子供はまずは家庭において実親のもとで養育されるべきであるというところがございます。

しかしながら、実親のもとで養育できない子供たちについては、より家庭養育に近い環境のもとで養育されることが重要である、そういったところで代替養育を進めていくべきであるという考え方でございます。

**○二見委員** 家庭養育に近い環境というのは、いわゆる核家族的なものをいうんですか。

**○橋本こども家庭課長** 厚生労働省が言っておりますのは、その核家族が云々ということではなく、実親のもとで養育できない子供たちが、家庭環境に近い、例えば里親さんのもとですとか、あるいは家庭に近いファミリーホームで代替養育を進めていくべきであると。

里親等委託やファミリーホームのもので養育が難しい子供たちにつきましては、施設での養育ということになるのですが、これまでの施設は大人数で一緒に養育される場所だったんですけれども、養育の規模を小規模なユニットにしまして、家庭に近い雰囲気の中での養育を目指すべきであるとの考え方が示されております。

**○二見委員** 大体わかりました。

ただ、人数の問題——養育する側に対して子供の人数が多いと、時間的、質的なものが薄くなる一方、小規模だとよく目が届くのかなと思うんですけれども、やっぱりそれだけでもないです。要保護されて養育されている子供たちがたくさんいたとしても、非常にいい人間関係を

つくっている施設もあれば、少なくとも、1対1の関係もうまく築けない部分もあると思うんです。

だから、子供の権利、子供の最善の利益を実現するには、そういう形的なところから入るのも大事だと思うんですけれども、やはり養育する側の技術、技能、能力、そういったところの向上を図ることも非常に大事ではないのかなと。

今、国では、里親等委託を進めていくように取り組んできているわけですが、モデルとなっているのがアメリカの里親制度。これは実際に調査をしてみないといけないとは思っているんですけれども、アメリカの里親制度の問題は、里親をやっている人が里親事業者みたいな、いわゆる本当に子供を育てたいというよりも、そういう事業をやっている請負人みたいなシステムになっているのではないかという問題も出てると伺っていますし、そういったニュースとかもあるじゃないですか。

さらに、里親に預けられた子供は、結局その里親とうまくいかなくて、いろんな里親をたらい回しにされてしまうというような結果が起きているので、日本で進める里親制度がそうならないように、気を配りながら、この新しい制度に移行していかないといけないと思うんです。

あと、もう一点、国がこの里親制度に移行していく中で、一つのポイントに置いているのが、大規模な施設を維持していく職員を抱えているより、小規模とか里親に委託したほうが、コスト、要するにお金がかからない。これから人口減少社会の中で、いかに予算縮小を図っていくかという考え方もあると伺っているんですけれども、実際にこういうシステムに変換したときに、どれだけの予算がカットできるのか、宮崎県の側ではそういう試算というのは持っている

んですか。

**○橋本こども家庭課長** 今後、施設が小規模化し、かつ里親への委託が進むといったところで、全体的なコストがどれだけ削減されるのかといった試算は、まだ、県では行っておりません。

一つ、先ほど二見委員から、施設が小規模化すればその施設のコストが減るんじゃないかという御意見がございましたけれども、大きい施設であれば効率的に職員が子供たちを見れるというところがございしますが、小規模化すると一人一人の職員が、さらにきめ細かく子供たちの様子を見ないといけなくなりますので、そういう意味では、施設としても余計に職員を任用しなければならないといった部分もございしますので、必ずしも施設が小規模化するからといって、施設の経費が小さくなるかというところはどうなのかなとは考えているところでございます。

**○二見委員** どうなのかなと思うから、試算が必要なんじゃないですか。今、実際に移行が進んでいるのであれば、厚生労働省もそこら辺の予算化等が前提で、里親等委託とかを進めているというふうに伺っているのであれば、どういうふうにそこら辺の予算が変わっていくのかは、モデルなり、予測値なりを持っているのかなと思ったんですけれど、今からそれを調査するんですか。

**○橋本こども家庭課長** この計画では、令和11年度までに里親等委託率をどれくらいにして、里親のもとでどれくらいの子供たちが養育されるのか、それから令和11年度に、代替養育が必要な子供がどれくらいいるのかというの見込んで、それから里親のもとで養育される子供の数を引きますと、施設で養育される子供たちの数が出てくると思います。

そういったところを、今、試算をしまして、施設において必要な定員といたしますか、どういう規模の施設をどれくらいつくればその定員をカバーできるのか、この計画の中で考えているところとございます。

その中で、今後の経費の試算は出てくるのかなと思っところとございます。

先ほど二見委員から、国は経費の削減を目的の一つとしているというお話があったんですが、私どもは、いわゆる家庭的養育を進めていく上で一番念頭に置くのは、子供の最善の利益ということでございまして、代替養育を必要とする子供たちが、幸せな代替養育を受けられるというところを目指していくための計画であると私も認識しているところとございます。

**○二見委員** 子供たちの最善の利益を、幸せを願っての支援制度だと思うのであれば、やはり最初に申し上げたように、養育環境をよくしていくための支援策を考えないといけないのであって、支援する人材をどうやって育成していくのかとか、いい里親になってもらうための支援とか、そういったところに対する支援が一番重要になってくると思うんです。

もちろん里親の方に里親としての自覚を持っていただくというようなことも必要だろうし、施設側にもそういう職員を育てていくための環境整備が必要でしょうから、そういった視点を入れた、何か取り組みの方向性が見えてくるとよかったのかなと、これは個人的な感想なんですけれども。

あとはやっぱり国が進めている制度であるということ。特に、今、この里親率を強調しているのかどうかわかりませんが、とにかくこの話に出てくるので、現場の施設の方はいろいろ敏感に反応しているところもあるみたいで

す。よりよい制度となるように、しっかりと検討、準備をお願いします。

**○橋本こども家庭課長** まず、里親等委託率を伸ばしていくことだけが目的ではなく、里親のもとで子供たちが幸せに暮らしていくことが一番でありまして、そのために、委員御指摘のとおり、里親さんの養育力をしっかり高めていく、そういったところが重要でございます。そこにつきましては、③の里親等委託の推進に向けた取り組みの中で、2行程度しか書いておりませんが、里親をしっかりと周りで支える体制——包括的に行う体制、整備と書いていますけれども、これは里親普及促進センターが中心となり、さまざまな里親を支援する方々がチームになって里親さんを支援する取り組みを進めていきます。

また、里親さんの養育力を高めていくための取り組みを行うことで、養育力の高い里親さんを育成し、里親さんを支えていく取り組みをこの計画の中で書いていこうと思っています。

**○満行委員** 家庭養育優先原則というのは、児童ができる限り家庭的な環境の中で養育されるよう、里親委託を進め、施設の小規模化、地域分散化に向けた取り組みを推進する、このとおりだろうと思うんですが、ただ、本県は長い歴史の中で、施設の担っている部分が強く評価されております。

施設側から見ると、小規模化、地域分散化、里親委託推進というのは、やはり自分たちの今までの取り組みを否定されている。我々の能力が認められていないと不安になり、地域では、署名活動があったりいろいろ動きがあるところなんですけれども、本県はどのようにお考えなのか、まず、そこをお尋ねします。

**○橋本こども家庭課長** 本県の里親委託率が低

い現状の背景の一つに、本県ではしっかりとした受け皿となる児童養護施設が十分設置されておりまして、それぞれの施設でしっかりとした養育がなされています。

その各施設が、この家庭的養育優先の原則について異を唱えているというものではございません。施設にいる子供たちでも、里親のもとで暮らしたほうがいいなという子供たちについては、今でも積極的に里親委託を進めていただいているところでございます。

ですから、里親等委託率を伸ばすことについては、施設の皆様方からも賛同いただいているところでございます。

ただ、施設の皆様方がどうかと思っておりますのは、この児童福祉法改正がなされた後に、国の有識者会議で示された新しい社会的養育ビジョンの中で、里親等委託率を乳幼児期については75%とする、あるいは学童期は50%とするといった、非常に高い目標値を立てていることや、記載の内容によっては、これまでの施設の取り組みを否定するような、そういうふうにと捉われかねないような記載もございまして、そういったところには施設側としても承服しがたいという思いを持っていらっしゃると思っております。

今回の計画を策定するに当たりましては、児童福祉施設協議会の皆様方と、9回ほど顔を突き合わせて議論しておりまして、この里親等委託率の目標値についても、施設協議会が納得した上でのこの表示と、これであれば実現可能であろうと話をしながら決めているところで、この計画策定自体には施設協議会の皆様方からも御理解いただいていると考えております。

○満行委員 アメリカのような里親制度になるんじゃないかと、いろいろと不安があると先ほ

どもありました。スムーズに移行できるようにしてほしいと思うんですけども、家庭養育優先原則をどこが担保するかというと、これは児童相談所だと思うのですが、児童相談所強化が一番最後の8番目になっています。

いろんな部分で、今、児童相談所は大変な状況にあるのですが、取り組みの方向性として、市町村の子ども家庭支援対策構築に向けた県の取り組み、これは今からできるであろう子育て世代包括支援センター、家庭総合支援拠点を、全市町村にまずつくっていただき、地方の自治体に頑張ってもらいたいということなんでしょうけれど、まだまだ市町村にはその能力がない。

やっと来年度から、都城市は社会福祉司を採用することになったと聞いていますけれども、まだまだ市町村にはその能力はありませんので、児童相談所に頼るとするか、児童相談所の役割は相当どんどん高まっていると思うんです。

虐待やいろんなことで、本当に多くの役割を児童相談所が持っているのに、優先順位を決めるわけじゃないですけど、8番目に書いてはありますが、本当にこれはどこまでやれるのか。

これはやっぱり部を挙げて、県を挙げて、この児童相談所の体制のあり方をしっかりと考えほしいと思うんですけども、課長なり、部長なりにお聞きしたいと思います。

○橋本こども家庭課長 まさに児童相談所が社会的養育を担う中心の部門にあるということでございます。

児童相談所の体制の強化につきましては、国で新たなプランが示されておりまして、その基準に基づく配置が求められており、総務部とも協議をしながら、国の基準にのっとった適正な配置が行われるように取り組むこととしております。

また、先ほど御指摘のありました、②の市町村の家庭支援体制構築等に向けた県の取り組みでございますけれども、幼児、児童虐待につきましては、市町村もしっかりと対応する役割を担うこととされており、やはり児童相談所だけではなく、市町村がしっかりとその役割を担っていただくことが重要でございます、市町村が求められる体制をしっかりと整えて、市町村が役割をしっかりと果たしていけるような、そういう支援も行うことで、市町村と県とが連携をしながら対応していく、そういったところを今後目指していこうとするものでございます。

○満行委員 部長はどうお考えでしょうか。

○渡辺福祉保健部長 児童相談所の体制強化等については、福祉保健部の中でも最重要課題の一つと位置づけまして、今年度もかなり意を用いて取り組んでまいりました。

課長から御説明させていただいた着眼点に加えて申し上げますと、例えば、警察との連携です。昨日、一時保護のための県警との合同訓練を開催しましたが、もちろん人の配置をどうするかという直接的なものは当然のこととして、その組織をどのように運営していくのかという点で、県警や市町村、保育所等の関係機関との連携の強化に今まで以上に取り組んでおりますし、来年度からもこうした計画の実施に当たって、さらに工夫していきたいと、今、予算事業でもそういったことを検討しているところであります。

その他、児童相談所の実際の運営について、いろんな切り口がありますので、例えば家庭に対する支援、もしくは介入、そういった職員をどういうふうな役割で分担すると、その保護の充実につながったり、もしくは職員の負担軽減につながるか、そういう観点にも既にいろんな

工夫をさせていただいております、職員も先進地を見に行つて、話を聞いたりして、いろんな取り組みを入れる中で、補足をしていきたいと思っております。

○満行委員 要望ですけれども、児童相談所に現職の警察官とか、OBを、市町村に県のケースワーカーの経験者をお願いするとか、いろんなことで、やはり県と市町村のスキルアップを図ってほしいし、児童相談所そのものの体制を含めた強化をぜひお願いします。

○河野委員 第2期宮崎県子ども貧困対策推進計画の4ページの、子どもの貧困に関する指標の中で、9番、10番のスクールソーシャルワーカーについて、平成30年度はどのような配置だったのか。

○小川福祉保健課長 令和元年度につきましては、県の教育委員会が中部、南部、北部、合計11名、市町村の教育委員会に10名、合計21名ということで、対前年度比ではプラス7名という配置になっております。

○岩切委員長 平成30年度の実績ということで、平成30年のスクールソーシャルワーカーの数の御質問だったと思いますが。

○小川福祉保健課長 申しわけございません、平成30年度は14名の配置になっています。

○河野委員 地域の数は。

○小川福祉保健課長 平成30年度の14名の内訳としましては、中部が6名、南部が3名、北部が3名となっております。それから、宮崎市が2名となっております。

○河野委員 令和元年度に7名プラスしたということでしたが、正直倍くらいふやさないといけないのではと思ったんですけれども、今議会では時間がなくて詳細まで質問できなかったのですが、ソーシャルワーカーの配置は、結局学校

の割合というふうになっているように、当事者と学校との信頼関係で、ソーシャルワーカーが使われるというか、そういう場面が非常に多いような気がして、結局結構充実した配置だというふうに承っていたんですけど、そういう信頼関係がないと、なかなかソーシャルワーカーに結びつかない状況があると思うんです。もう一回確認ですが、令和元年に7名ふやして、これで充実させているという認識でよろしいでしょうか。

**○小川福祉保健課長** 教育委員会での配置となっておりますので、教育委員会としては評価をしていると聞いております。

それから、若干似たような職種としましてスクールカウンセラーがあり、スクールソーシャルワーカーは、経済的なものを含む幅広い総合的な問題解決のために配置しておりますが、児童生徒の悩みで相談を受けるようなスクールカウンセラーも別途配置していると聞いております。

**○河野委員** ソーシャルワーカーは非常に専門性が高い部門なので、ソーシャルワーカーの充実が非常に大事だと思うんですが、そこに結びつくまでの信頼関係にちょっと問題があるので、それも含めてソーシャルワーカーの配置については、今後考えていただきたいなと思います。

**○小川福祉保健課長** 教育委員会にそのような形で要望したいと思います。

子どもの貧困に関するワーキング会議で、教育委員会もメンバーに入っておりますので、そのような意見があったことを伝えたいと思います。

**○右松委員** 市町村子どもの貧困対策計画の状況なんですが、内閣府の資料からいくと、令和元年6月現在で全国と比較すると、宮崎県内の

市町村の策定率は結構高いと思っています。

秋田県とか12市4町やっているとありますが、8市2町ということで、全国的に見たらかなり高いのかなと。それで、6月12日に改正子どもの貧困対策法によって、市町村に努力義務を課すということでございますので、今後市町村に対する働きかけをどういうふうに進めていかれるのかを教えてください。

**○小川福祉保健課長** 計画を策定していない市町村に対しましては、もちろん計画の策定を働きかけていきたいと思いますが、国の財源の問題とかもありますので、国の交付金が、計画策定であつたり調査に使えるというような情報を、実際にやっている団体から説明していただくような形で、担当者会議で説明をしているところでございます。

また、民間の活動が活発でございますので、そういうものへの参加を各市町村に呼びかけて、実態や民間の意識を行政がフォローアップできるような形で、民間団体の勉強会等を御紹介していきたいと考えております。

**○右松委員** 日向市とか先進的にやっているとあります。私も団体のところに行かせていただいて、条例の話とか、県議会の動きとかを報告させていただきましたが、そういった事例も広げていながら、取り組みをさらに進めていただけるのかなと思っています。

3ページ、4ページで、細かい数字に関しては、教育委員会との絡みがありますので、余り触れませんが、高等学校進学率については大分改善されてきているのかなと思っています。

一方で大学進学率は平成26年が25.5%であったはずなので、ここはちょっと下がっているところと、新入学児童生徒への用品費等の入学前支給の実施状況も全国と比較をすると10

ポイント以上離れていますので、こういったところは、市町村の状況とかを確認していただいて、また、県からもいろいろとアドバイスしてもらおうといいのかなと思っています。

スクールソーシャルワーカーに関して、事案解消率の目標数値がなくなっているの、先ほど課長から説明があったかもしれませんが、事案解消率がカットされた理由があるのか、それともたまたまここに出ていないのか、河野委員からありましたように、今後も引き続きしっかりと対応を進めていただければと、教育委員会にはお伝えください。

**○小川福祉保健課長** 協議会と十分協議しながら、現状を把握するための指標を新たに追加しておりますので、十分現状把握できるように進めていきたいと思っております。

**○西村委員** 同じく、この第2期に向けての推進計画について、ちょっと腑に落ちないのが、アンケート調査を実施して、その中で大綱に沿って取り組む4つの柱の施策のうちの、「非常に有効」、または「有効」と考えているものを出していくのは、それぞれの団体にとってメリットがあったり、自分たちの団体の存在意義があるものに対しては有効、もしくは非常に有効と答えるのでしょ、自分の団体に関して、自分の団体には不適であったり、そういうものに対しては関心がなかったりとか、もっと言えば、例えば都市部では有効だけれども、地域の過疎地域では全く役に立たないといったものがあったのか、そういう、どちらかという、非常に有効とされた支援をあげつらうのではなくて、悪かったところ、何が悪いのかというところを突き詰めるアンケートのほうが、非常に有効ではないかなと思うんです。アンケートというのは非常に重要な情報を得るための手段ですが、こ

れでは先ほど申し上げたように、自分たちの団体の存在意義ばかりをアピールし合うような感じにならないのかなと。

私もいろんな支援団体の方々と話をすると、当然自分たちについては、皆さん熱く強く訴えられますが、相互のいろんな団体と、もしくはいろんな政策との協力体制をこの推進計画にまとめ上げていかななくてはならない中で、アンケートがガス抜きのものになってはいけないと思うのですが、このアンケートの中で、これは非常に問題だ、この地域にとっては全く役に立たないとか、そういった回答は寄せられていないのかを伺います。

**○小川福祉保健課長** 有効ではないというような形で突出した回答はなかったというふうに考えております。選択肢とその他の自由記入欄がございますけれども、特にそういう批判的な事項はなかったと聞いております。

本県の子どもの貧困対策を進めております団体につきましては、非常に全国的にも進んでいると思っております。

例えば、普通であれば、団体運営のための助成金がほしいとか、そういうものを非常に要求される任意団体やボランティア団体、NPO団体があるところですが、この子どもの貧困に対しては、一切そのようなことを要求する団体はございません。

NPOの運営には絶対お金が必要なんですけれども、県に対して一番要求するものは人材育成、例えば、それを指導するコーディネーター的な役割の方等の養成とか、そういうものを一番に掲げていて、NPOとか、任意団体の運営費用に関しては自分たちが集めますというようなことで、ポリシーを持ってやっていただいているというふうに認識しております。

○西村委員 私が言いたいことは伝わっていると思いますので、いいんですが。

もう一点、この推進計画が進んでいって、それぞれの施策が進んでいくと同時に、最終的には親の意識とか、御家族の意識をいかに変えていって、子供に与える、できることは当然やる、できないところは社会的な協力で補わなければならないと思うのですが、この支援が進んでいけばいくほど、親が人任せでいいやとならないかなと、私は感じます。

この親の意識の醸成——ここまでは自分たちで子育てをやっていく、これ以上のことはできないから、社会的ないろんな支援で助けてほしいといったことがわかるようにしていかないと、逆に支援に預けておけばいい、子ども食堂で御飯食べさせておけばいいということになれば、一方ではネグレクトのようなことが進まないとも限らないと思います。子どもの貧困は、基本的には親に一番の責任があるわけで、宮崎県の場合は特に、車で10分、20分以内に親が住んでいる家庭が多いと思いますので、家族ぐるみで子供を支援していくという本県ならではの体制をつくっていく必要があると思います。

先ほども申し上げたとおり、都市部と過疎地域とか、3万人、1万人以下の都市では、いろんな形でサービスも違いますし、家庭環境も違うと思いますので、そういうものをぜひ生かして欲しい。先ほど、悪いところはないのかと言って、あんまりないということもどうかなと私は思いますので、アンケートのとり方一つにしても、実際に困っている方の情報を拾い上げるような体制にしていきたいと思います。

要望をお願いします。

○二見委員 5、6ページの体系図のところ、親に対する支援も大事だと思うんですけども、

教育の支援という形で、学校をプラットフォームとした総合的な対策の展開の具体的な取り組みに学校教育による学力保障とありますが、今の学校教育による学力保障の中で、宮崎県も全国学力テストでもなかなか点数が伸び悩んでいるような状況で、もうちょっとここに、ちゃんとした学力向上の具体的な取り組みがあるといいなと、これは教育委員会との関係なので、今後の教育委員会との議論の中でやっていくことにして、その次の幼児教育・保育の質の向上というところに、具体的な取り組みが何も載ってないのは、ちょっとどうなのかなと感じたんです。

というのも、次のところに、小学校就学前段階の就学支援の充実ということで、今度無償化にもなりましたが、幼児教育の重要性はずっと前から言われていて、幼稚園教育とかも無償化が始まっているわけなので、ここ辺を充実していくことは大事だと思うんです。

また、保育士とかのキャリアアップ制度とかができていの中で、どのように保育士の質の向上を図っていくかというところの議論がちょっと弱いんじゃないかということが、数年前から言われていたと思うんです。

いろんな研修会とか、取り組みもしているようですけれども、本当に具体的に効果を上げていくためのものができているのかといたら、話を伺っていたときには、まだふわっとした感じで、ここは調査研究が必要な部分かなと思っていました。今後の具体的な取り組みをどのように検討されているところなんでしょうか。

○小川福祉保健課長 これより細かい柱立てがないというだけのございまして、素案では、幼児教育・保育の質の向上という形で、幼児教育・保育の無償化の円滑な実施とか、教員に対する研修内容の充実、あと就学前の児童が利用す

る施設と小学校の連携を図って、小学校就学への円滑な移行とか、そのような形で3段落ぐらいを本文では記載したいと考えております。

**○二見委員** 質の向上という部分をもっと掘り下げて、子供たちが小学校に上がる前の基礎学力とか、集団生活ができる協調性、いろんな非認知能力も大事だと思うんです。そういったところが総合的に上がっていくような幼児教育・保育を実現できる取り組みが入ってくるといいだろうと思うところです。

**○小川福祉保健課長** 今から、また本文をそのような形で修正していきたいと思います。

**○満行委員** 再犯防止推進計画について1点。

再犯率がどんどん上がってきて、国の専管事項だった矯正や更生を、社会として市町村も含めてやらないと、ということだと思うんですけれど、またこれで行政の負担が大きくなるなど思っておるところです。再犯者の半分は無職だということですから、この就労・住居の確保というところを、ぜひ計画策定に反映してほしい。

矯正施設でも、出所後の就職活動を支援していると思うんですけれども、このことはやはり地域の安全・安心のために非常に大事なことなので、就労の部分をもっと具体的に反映してほしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

**○小川福祉保健課長** 委員のおっしゃるとおり、再犯防止の中におきましては、世の中の偏見等がございまして、出所後の方々の住居や新たな仕事の確保が難しいという現状がございまして、そのあたりを公的な県営住宅、市営住宅等、また、そういう公益性のある住宅を所管しているところと連携を図りながら、就労・住居の確保につきましては進めていきたいと考えております。

**○徳重委員** この再犯防止対策では、就労が一

番大きな問題かなど。当然住居がなければ就労もできないので、住居の問題が大前提であろうと思うのですが、これとそれぞれの地域の事業所に対して、行政からも積極的な働きかけをして、受け入れる条件に何かその事業所に恩恵を与えるような。罪を犯して更正して出ておいでになるわけですから、そこら辺の話し合いに行政が入ってくれることによって、私はかなり進むんじゃないかなという気がしているわけです。

私の知り合いの事業所も、二、三人雇っておりますが、非常に真面目に一生懸命に頑張ってくれているということで、ずっとここで私は仕事をしますとってきているということのようでございます。事業所の表彰も考えていらっしゃるようだけれど、そこにもう一歩行政も入って、そういった事業所に対しては積極的に働きかけを行うことによって、受け入れ体制が充実されていくような気がしているんです。ただ、計画を立てて、ああだこうだと言うだけではなく、もう少し積極的な働きかけをしようという考え方はないのでしょうか。

**○小川福祉保健課長** 保護司の皆さんが仕事を探されたりとか、あと国が、出所した方々を積極的に雇われる企業さんを協力企業という形で登録していただくような形で、協力体制を進めていると聞いています。

ただ、委員おっしゃるとおり、うちのアンケート結果によりまして、犯罪を犯した方の立ち直りに協力したいという方々の意識調査が40%ぐらいで、まだまだ世の中の偏見は強いと思っておりますので、偏見を取り除きながら、協力してくれる個人の方や企業の方々を広めていきたいと思っております。

**○徳重委員** 協力してくれる企業、希望する事業所を求めていきたいということじゃなくて、

積極的に一つの目標でもつくって、今年度は、何事業所に相談に行ってみたいとか、何か数字がないと、ただ国がこういうのを示してきたわけですから、誰かが積極的に事業所に対する働きかけをしてもらわないと一歩も進まないんじゃないかなと、計画倒れになってしまうと思うのですが、宮崎県でそういう動きがどれぐらいあったのか、数字的なものがあれば教えてください。

**○小川福祉保健課長** 国の所管する法になりますのであれなんです、協力雇用の指数というものが出ております。

平成27年度ですと94雇用主だったものが、平成31年は184雇用主と、一応ふえております。ただし、登録されている雇用主の中で、平成27年で実際雇用しているのは5雇用主ということ。また平成31年で実際に雇用したものが9雇用主ということで、条件が合わないとか、理由もございませぬけれども、なかなか雇用に結びついていないところはございます。

目標数値としては、本計画では掲げられませんが、実態を把握する指数としては、計画の中で今後も追っていきたくて思っております。

**○徳重委員** 平成31年度で184の企業が前向きに考えているということであれば、こういう企業に対して、就職を希望する際に誰かが動いてくれないといけない中で、その人の面倒を見ていらっしゃる保護司の方とかいると思うんですけど、そこに行政もかかわることによって、より充実した相談ができる気がするんですよ。見守るだけでは進まないと思うものですから。

184件の中で9件は少なすぎるかなと思うので、少なくとも1割程度のものは何とか確保する努力をしてほしいなど、お願いしておきます。それだけの希望があるなら、もう少し働きかけ

ることで、かなりの企業に就職できるのかなと期待したいわけでありませぬ。要望です。

**○小川福祉保健課長** この再犯防止計画に関しては、例えば保護観察所であったり、県警であったり、いろんな行政機関が協議会のメンバーに入っております。その中で、保護観察所であったり、労働サイドのハローワークとかを通じて、企業への就職等を確保していく体制になっております。

また、福祉におきましては、再犯防止の中で特性のある方々、例えば高齢者でちょっと認知症とか、知的障がいがあるって、再犯、累犯を繰り返す方々の就職につきましては、宮崎県地域生活定着支援センターで、福祉的なケアが必要な特性のある方々の就労であったり生活支援をしていきたいと思っております。

**○岩切委員長** 先ほど言いました、さまざまな機関が絡むんですけど、取り組みの方向性の数あるものの中で、役割分担がはっきりしていないものがあるとするれば、それはどれになりますか。

**○小川福祉保健課長** 役割分担そのものはできていると思っておりますが、一番問題なのは連携で、例えば今まで再犯防止というのは国の専管事項でありましたので、地域の地方公共団体等については、一歩引いたような形でした。先ほど言いましたように、福祉の支援が必要な方々については手を出すけれども、それ以外は国の役割だというような形で、なかなか連携がとれていないところがあったので、やはり役割分担というよりは、きちんと連携するところがあるところは今までは不足していたと思っております。

**○岩切委員長** 具体的に性犯罪者の再犯の問題は、県で抱えるには非常に厳しいかなと認識しております、精神保健福祉センターなどが対

応しても、恐らく厳しいと思うんですね。

あと、性犯罪の対象者が小児性愛者だったり、いわゆるペドフィリアというような立場の人であると、ますますかかわれないと思ひまして、そこに支援を行うということであると、宮崎には人材や施設がないんじゃないかなと思ったものですから、分担がないところはないということであればありがたいなと思つたところです。

**○小川福祉保健課長** おっしゃるとおり、なかなか性犯罪関係は再犯率が高い割には打つ手がなく、難しいところがございます。

一義的には、例えば刑務所であったり、厚生施設の中とか、また精神病院の中とかで、ある程度、教育と言いますか、そういうものが行われた後に罪を償った上で出てくるというふう理解しております。

カウンセリングや治療を施し、今後、加害行為を思いとどませるような体制が、厚生施設であったり病院等の中でうまく行われているのかというと、非常に再犯率が高い現状から、まだまだ不十分だと思いますが、そのような人材や施設につきましても、必要なものがあれば今後充実をさせていくような形で検討していきたいと思ひます。

**○満行委員** 水道ビジョンについてお尋ねします。

国が広域連携と言っていますが、国が思う地方の広域連携というのは、平成の合併である程度達成されており、大きな宮崎市とか都城市とか延岡市は、それなりのスキルもあって対応されていると思うんですが、本県には依然として合併もしていない小さな町村も存在します。

何度か市町村との意見交換をされていますので、ここでの主な意見等をお聞かせいただきたいと思ひます。

**○木添衛生管理課長** 例えば、平成の市町村合併がありまして、大きな市では旧町の統合とか、あと簡易水道の統合とかがまだ残っており、そういうところが結構負担になっているということです。またその枠を超えた広域連携となると、二の足を踏んでいるというところがあります。

それと、広域化については、総論的にはほとんどの市町村が前向きな回答をしているのですが、個々の話になりますと、そういういろんな事情があるようでございます。

あと、もちろん耐震化とか老朽化の問題とかの意見があったわけなんですけど、一つ気になるのが職員の問題で、職員が少しずつ減っていることと、一番極端なのが、経験年数の少なさが数値にもあらわれているんですが、それが顕著にあらわれているというところがあります。

**○満行委員** 大きな市は、上下水道が一本化して、数十名という技術職とか専門集団がいるんですが、小さな町村では水道係の担当は1人とか2人というところで、ここに書いてあるように、50年、100年を見据えた計画とか、計画的な設備の更新とか、積み立てとかいろんな部分でやっぱり厳しいところもあると思うんですね。

そこら辺もしっかり検討して支援をいただきたいなと思ひますので、よろしく願ひします。要望にします。

**○二見委員** 16ページの幼児教育無償化の給食費の助成状況について、ちょっと読んでよくわからなかったので教えてほしいんですけど、この2の副食費の免除について国の基準が書いてありますが、年収360万円未満相当の世帯の子供は、全員、副食費は免除されるということですけども、年収360万円相当以上の世帯の第3子以降の子供は免除されるということのかなと思うんですが、その次の多子カウントの

方法の中身が、2号認定というのは3歳から5歳児のことだと思えるんですけども、その3歳から5歳児が第3子になるということになると、小学校就学前の子というのは、要するに3歳から5歳児のことで、どういう子が第3子以降の子供になるという、その基準がよくわからないんですけど、ここをどのように理解すればいいのか、ちょっと御説明いただけますか。

**○児玉こども政策課長** この第3子の数え方については、今の二見委員の御質問でいくと、小学校就学前ですので、単純に5歳と4歳と3歳の子供がいたときに、その3歳の子供について、副食費が国の基準によれば免除されるということになります。

**○二見委員** ということは、年子が3人そろわないと、その3人目は免除されないということなんですかね。

**○児玉こども政策課長** 国のこの基準では、そういうことになっております。

**○二見委員** では、次の1号認定の場合は小学校3年生まで認められるということなので、3年生、2年生がいて幼稚園児がいたら、その幼稚園児が免除されるというようなシステムになっているということなんですね。「はい」と呼ぶ者あり)わかりました。その中で、次に3として、市町村独自の助成状況が始まっていますけれども、これは給食費の助成ですが、子供に関しては医療費の助成に関してもさまざまな議論があった中であります。市町村による子供誘致合戦じゃないけれども、そういう過当競争的な状況があって、できれば国一律のしっかりした基準をつくってほしいという思いがあるんですけども、県としては、これをどのように考えていくおつもりなんですか。

やはり国の基準をしっかり守っていくという

スタンスなのかなと思ってしまうんですけども、宮崎県としての取り組みの基準というのをつくることもないのかなと。新しく始まったばかりの制度なので、今後それぞれがばらばらに動いていくよりも、一本の方向性を見出すことが必要ではないかなと個人的には思うんですが、いかがでしょうか。

**○児玉こども政策課長** この3の市町村独自の助成状況のところをごらんいただくと、これまでも各市町村ではさまざま支援策を行っております。

今回、無償化になったということで、これまでの支援を延長していくところもあります。それぞれの各市町村がいろんな事情を抱えておられて、子育て世帯への支援策を講じておられる中で、何を優先して取り組むかということで、このような状況になっていると思っています。

ここに記載しておりますように、例えば市レベルでいくと、えびの市、串間市といったところが、独自の助成を行うと記載していますが、それ以外の人口規模が大きい宮崎市、都城市、延岡市といったところは、なかなかこの部分での独自助成は出てきていない状況で、これはやはり、それぞれこの支援策を重んじるかということでの御判断だろうと思っています。

委員がおっしゃいましたように、県としてもいろんな子育て支援の施策を講じているところなんですけど、今回の無償化というのは、そもそもが子育て世帯の経済的な負担を軽減することを、国が制度化されたものと認識しておりますので、基本的には、まず我々はこの無償化の制度そのものをしっかり円滑に進めないといけないと思っているんですけども、ただ、そこについて県として、委員がおっしゃられた何か施策をとるところについては、現時点で

そういった考えはまだ持っておりません。

○二見委員 これからどういう変化が起こってくるのかわからないですけれども、今、説明のあったように子育ての保護者負担を減らすという意味と、そこを今回の増税分で賄うというのは、みんなでそれを負担しようという思いがあるんだと思うんですね。

そうした中で、市町村独自の助成は、こういう全体で支えようとしているところに対する、ある意味の個人プレーになってくるわけなので、ちょっとそこら辺をもう少し整理していく必要性もあるのかなと。ただ、地域によっては、人口減少とか喫緊の課題であるところもあるので、そこら辺を今後どう考えていくべきなのか、自分もいろいろと調査、研究していかないといけないとは思っているところでした。

とにかく、先ほどは基準がよくわからなかったのでお聞きしたんですけれども、そもそもの基準のあり方がどうなんだろうと、2号認定のことに関しては、ほぼあり得ないような内容だと思うので、この辺もいろいろと国とも、協議していく必要もあるのかなと思いました。

○児玉こども政策課長 二見委員がおっしゃったように、今回、子育て世帯の経済的な負担を軽減することを目的に、幼児教育・保育の無償化が導入されたところではありますが、実際、県内でも市町村においてこういった独自助成によるところの差が生じているところでございます。我々としては、やはりこういう差が生じることは決して好ましいものではないと思っております。制度ができたところではあるんですけれども、やはり各市町村においてもいろいろやっぱり苦労されているところもあります。今後の状況はしっかり把握してまいります。やっぱり地方の実情をしっかり踏まえたものに、なるべき

ものだというふうに思っております。

○岩切委員長 関連で何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、以上をもって質疑を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

---

午前11時54分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午前11時54分閉会

署 名

厚生常任委員会委員長 岩 切 達 哉